

9月1日(土)～17日(月・祝) 「坂村真民詩墨展」

坂の上の雲ミュージアムで坂村真民記念館の出張展示を行います。「念ずれば花ひらく」で知られる坂村真民の代表的な詩墨作品16点や、坂村真民の生涯を紹介するパネル、家族の写真などを展示します。



坂村真民さん

■ミュージカル「しんみんさん」
日時 9月8日(土)11時～11時45分
※10時30分開場
内容 坊っちゃん劇場が企画・制作した、坂村真民を題材にしたミュージカルの出張公演
定員 60人(先着順。当日受け付け)
〈共通事項〉
会場 坂の上の雲ミュージアム(一番町三丁目)2階ホール 料金 無料

■記念講演「坂村真民という生き方」
日時 9月9日(日)11～12時
内容 坂村真民記念館・西澤孝一館長による記念講演
定員 50人(先着順。当日受け付け)

☎坂の上の雲ミュージアム ☎915-2600・FAX 915-3600

人権啓発標語・ポスター・絵手紙募集

内容 人権意識の高揚を図り、人権問題の解決につながる作品。ポスターは四つ切り、絵手紙は、はがきサイズ。入賞作品は「2019年版人権啓発カレンダー」に掲載予定
※自作未発表作品に限る。詳細は市ホームページを確認



平成29年度人権啓発ポスター代表作

申し込み 9月14日(金)(必着)。標語は、はがき・ファクス・eメール。ポスター・絵手紙は直接または郵送。作品と住所、氏名(ふりがな)、電話番号を(ポスター・絵手紙は作品の裏に書き)〒790-8571人権啓発課(市役所本館7階) ☎jinkenkeihatu@city.matsuyama.ehime.jpへ
※児童・生徒は在籍校へ提出

☎人権啓発課 ☎948-6604・FAX 934-1742

島しょ部空き家情報募集

本市では、島しょ部の空き家情報を収集し、移住を希望する人に紹介する「里島空き家バンク」を運営しています。島しょ部に空き家を所有していて、活用困っている人は、情報をご提供ください。



内容 売却・賃貸どちらも可
対象 本市の島しょ部に空き家を所有する人
申し込み 随時、電話・eメールでNPO法人農音(里島空き家バンク運営業務受託者) ☎997-0255・☎contact@ritou-akiya.comへ
※詳細は「離島の空き家」HP <http://ritou-akiya.com/>を確認

☎坂の上の雲まちづくりチーム ☎948-6816・FAX 934-1821

環境モデル都市

まつやま環境フェアを開催します

「一人ひとりのエコライフからはじまる環境づくり」をテーマに環境について楽しみながら学べるイベントを開催します。



日時 8月25日(土)15時～19時30分
会場 まつやまRe・再来館(空港通一丁目)
内容 企業・団体・大学などの環境に関する取り組みを紹介するブース、エコカー展示、ワークショップ、リサイクル家具販売、クイズラリー、大抽選会、ステージイベント(エコ川柳コンテスト表彰式、「愛の葉ガールズ」環境トーク&ライブ、BMX LUSH自転車パフォーマンス)
※内容は変更する場合あり

☎環境モデル都市推進課 ☎948-6434・6437・FAX 934-1861

譲ってください

ヘチマとニガウリの種

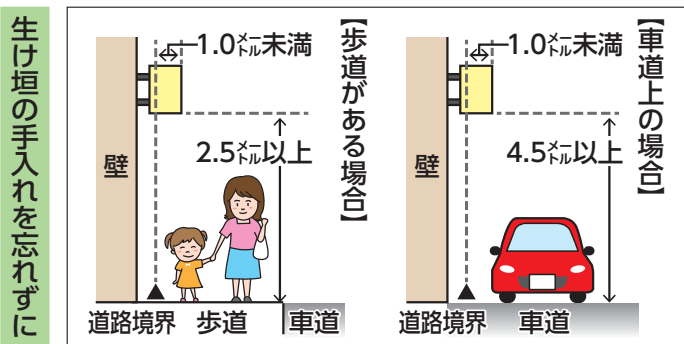
夏の節電、温暖化対策に有効で、涼しさを演出する「緑のカーテン」のより一層の普及のため、来年度に配布する種を募集します。



申し込み 9月3日(月)～12月28日(金)(必着)。直接または郵送で〒790-8571環境モデル都市推進課(市役所別館3階)または各支所へ

8月は「道路ふれあい月間」 みんなで道路を安全・快適に 市道の維持管理にご協力を

生け垣や植木が道路にはみ出して通行の迷惑にならないよう、手入れと管理をお願いします。



道路に穴や凸凹が…路面やグレーチングなどに異常があれば道路管理課へ通報を

道路の傷みや陥没などは、事故を招くおそれがあります。市では、市民の皆さんからの通報や道路パトロールにより、路面の破損などの早期発見・補修に取り組んでいます。

道路に商品や看板を置かないで看板設置などは許可が必要

道路上に立て看板やのぼり、商品を置くことは禁止されており、看板・日よけ・建設用足場などを設置する場合には、道路管理者の(占用)許可が必要です。設置できる看板や日よけの条件は左図のとおりです。

身近な道路を美しく 市道の清掃美化活動に取り組む団体(ロードサポーター・プチサポーター)を募集しています。参加団体には、清掃用具支給などの支援を行います。またロードサポーターは、参加団体を記載した表示板の設置や、1年以上の活動継続により活動区間の市道に愛称

住宅などの建築で道路後退が生じる場合、市道に面している後退用地を市に寄付すると、市が路面舗装や維持補修を行います(右図参照)。また、寄付していただける場合は、分筆登記などにかかる費用を市が負担します。



道路後退用地の寄付にご協力を

☎道路管理課各担当 ▶市道の維持管理・道路ボランティア=総務管理担当 ☎948-6471 ▶市道の舗装・維持補修など=工事担当 ☎948-6478 ▶道路占用および占用物件など=占用担当 ☎948-6473 ▶道路用地の寄付など=路政・境界担当 ☎948-6847 (ファクスは共通 ☎934-1805)

※検索方法は、トップページ「地図情報」↓e-yomachinabi「市道路線情報地図」で確認

市が管理する道路はどこ?

道路には国道・県道・市道のほか、農道や私道などがあります。市道かどうかを調べるには、市へ問い合わせるほか、市ホームページでも調べることができます。

車や歩行者の安全を守るため、夜間の道路を明るく照らす道路照明灯。消えていたり、昼間でも点灯していたりする道路照明灯を発見したときは、道路管理課へ連絡してください。なお、電柱などに設置している照明は、ほとんどが町内会・自治会などが設置している防犯灯です。もしも夜間に消えているなどの異常がある場合は、お住まいの町内会の代表者に相談してください。

道路照明灯が消えていたら連絡を

名を付けることもできます。